

2. 騒音

騒音とは、「やかましい音」、「好ましくない音」の総称で、人に心理的・感覚的な不快感や嫌悪感を与え、生活環境を損なう要因のひとつとされています。

その発生源は、工場・事業所によるもの、交通機関によるもの、日常生活によるものなど様々です。その中で、本市においては航空自衛隊機の飛行による騒音が大きな問題となっています。

(1) 航空機騒音

本市には、航空自衛隊松島基地が所在しており、市域の大部分において航空機による騒音にさらされています。そのため、特に騒音の影響が大きい基地周辺地域や飛行直下区域では、航空機騒音を緩和するため、国の施策によって住宅防音工事が実施されています。

航空機騒音の測定は、平成 22 年度までは固定局 6 地点（内宮城県分 2 地点）と移動局 13 地点において行っておりましたが、東日本大震災で測定機器が流失したことにより平成 23・24 年度と実施出来ませんでした。平成 26 年度は移動局 2 地点で測定しました。

宮城県では固定局 2 地点で測定を実施しています。

【固定局測定データ】

単位：平成 24 年度まで W E C P N L
平成 25 年度から L den【dB】

測定機関	年度 測定箇所	環境基準 類型	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
			宮城県	矢本字四反走 158-2	無指定	71.1	60.0
	牛網字平岡 27 1	類型	80.2	-	-	-	-
	牛網字平岡 6-1 1	類型	-	-	61.3	49	49
東松島市	大曲字筒場 65-1 (大曲地区センター)	無指定	71.7	-	-	52.2	-
	大曲字下台 69-1 (大曲浜保育所)	類型	81.2	-	-	-	-
	矢本字沼南 72 (立沼集会所)	類型	80.5	-	-	-	-
	浜市字新田 81 (浜市小学校)	類型	78.2	-	-	-	-

資料：宮城県、市測定データ

- 1 宮城県の固定局が東日本大震災により「牛網字平岡 27」から「牛網字平岡 6-1」に変更となりました。
- 2 同地点において移動局を用いて測定したものです。

【移動局測定データ】

調査地点	所在地	環境基準類型	環境基準 W E C P N L (L d e n 【 d B 】)	測定期間内平均:平成24年度まで(W E C P N L) 平成25年度より(L d e n 【 d B 】)				
				H22	H23	H24	H25	H26
Y - 1	矢本字一本杉 207-3	類型	75 (62)	77.3	-	-	-	-
Y - 2	矢本字立沼 18	類型	75 (62)	70.0	-	-	-	50
Y - 3	矢本字赤松 192	類型	75 (62)	82.2	-	-	-	-
Y - 4	矢本字鳥子 30	無指定	-	73.4	-	-	-	43
Y - 5	矢本字鹿石前 11	類型	75 (62)	73.6	-	-	-	-
Y - 6	小松字上浮足 256-1	無指定	-	66.8	-	-	46	-
Y - 10	赤井字七反谷地 427-26	無指定	-	70.9	-	-	-	-
Y - 13	大曲字筒場 86 - 1	無指定	-	65.7	-	-	-	-
Y - 16	赤井字台 74 - 1	無指定	-	69.3	-	-	-	-
Y - 17	大曲字下台 96 - 1	類型	75 (62)	77.0	-	-	-	-
Y - 18	赤井字八反谷地 66-3	無指定	-	73.2	-	-	-	-
N - 5	野蒜字下沼 144 - 2	類型	75 (62)	72.7	-	-	-	-
N - 25	牛網字南大浮足 28	類型	75 (62)	81.8	-	-	-	-
N - 80	小野字新宮前 5	無指定	-	-	-	-	47	-

(注) 網掛け部分は環境基準超過を示しています。

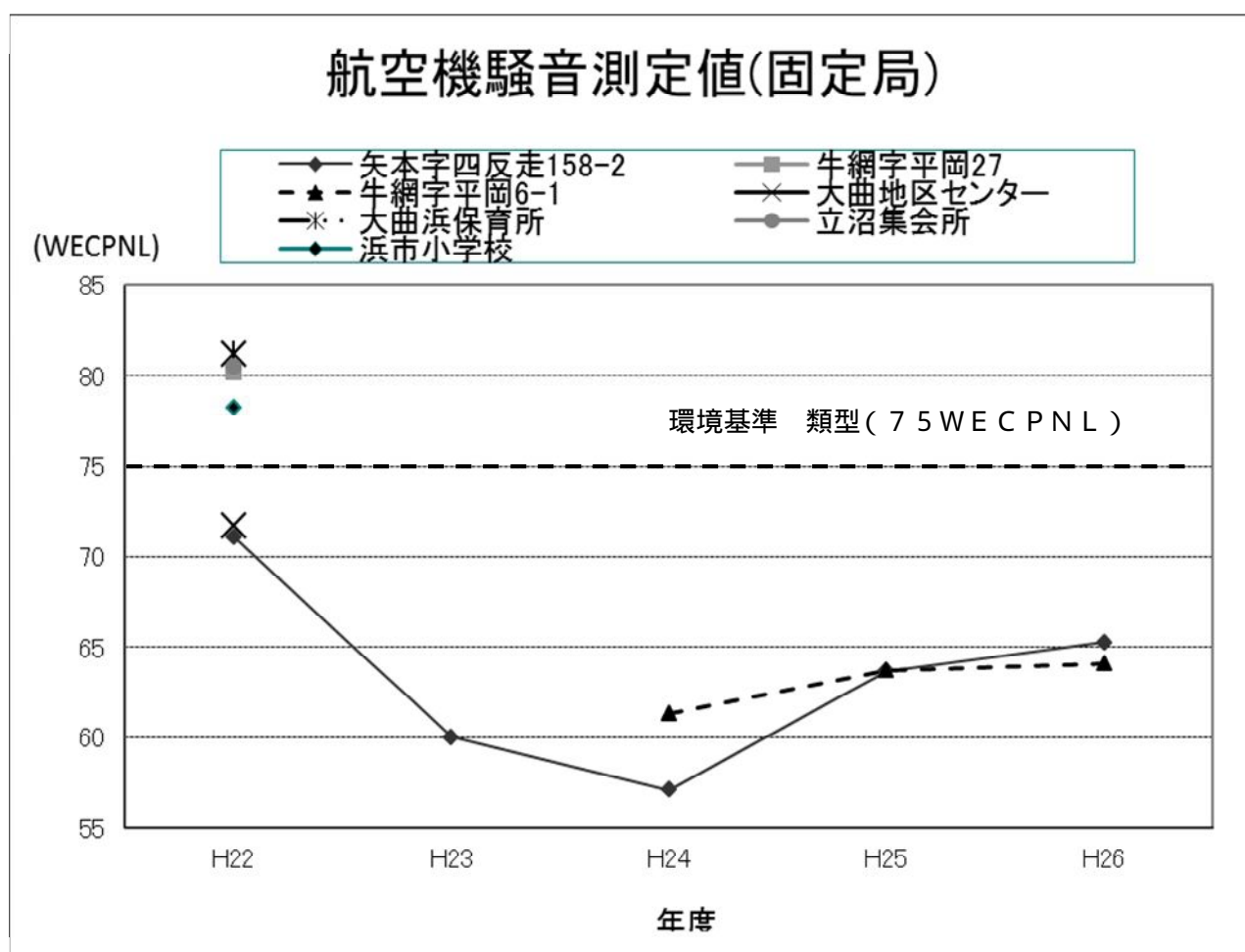
環境基準について

W E C P N L は「うるささ指数」とも呼ばれ、昭和48年から我が国における航空機騒音の評価指標として採用されてきましたが、近年、騒音測定機器の技術的進歩に伴い高度な測定を簡易に行うことが可能となったこと、国際的には「L d e n」(またはこれと類似した評価指標)が主流となっていることから、航空機騒音の新たな評価指標として、平成25年4月1日から「L d e n」に変更されました。

なお、この変更に合わせて指定区域を変更しています。

(参考) 宮城県移動局測定値

地点番号	所在地	環境基準 準類型	環境基準 L den【dB】	測定期間内平均 (L den【dB】)	
				H 2 6	
M-2	矢本字上河戸 36-1	無指定	-	4 5	
M-3	牛網字駅前一丁目 2-1	類型	62	4 3	
M-4	矢本字穴尻 107	類型	62	4 5	
M-12	大曲字堺堀 13-6	類型	62	4 4	
M-13	矢本字寺前 247	無指定	-	4 3	
M-14	野蒜字中下地内	無指定	-	4 0	



平成 25 年度から L den【dB】に変更されましたが、年次比較のため本グラフにおいては、W E C P N L を使用しています。

(2) 自動車交通騒音

自動車交通騒音については、環境基本法に基づく「騒音に係る環境基準」のほか、騒音規制法に基づく「要請限度(限度を超えた場合には、市町村長が公安委員会に対し道路交通法による何らかの措置をとることを要請できる基準)」が定められています。従来は「当該地点を代表すると思われる地点」などを選定し測定を行い、地点評価を行ってききましたが、平成11年度に「騒音に係る環境基準」の改正が行われ、道路沿線に立地する住居などの建物一戸一戸についての実測結果をもとに評価する面的評価の手法が導入されました。

自動車交通騒音は、これまで県が測定していましたが、権限委譲により平成24年度から市が実施しています。測定は5か年計画により実施しており、市内幹線道路6路線10地点(表中 印の路線)を対象としています。平成26年度は2路線2地点を測定し、いずれも環境基準達成率が100%でした。

その他の路線については、交通情勢や騒音状況に大きな変化が生じない場合、過年度の騒音発生強度を準用可能であるため、そのまま評価に活用しています。

過去5年間の経年的な傾向は以下のとおりです。

自動車騒音面的評価結果

路線名	評価区間の 始点の住所		評価区間の 終点の住所		環境基準達成率(全日)(%)				
					H22	H23	H24	H25	H26
()24 一般国道45号	矢本	100	100	100	100	100	100	100	
()27		矢本		100		100	100		
一般国道45号()26	浜市		小野	100	-	-	-	100	
一般国道45号()25	小野		牛網	100	-	-	100	100	
県道矢本河南線()24	矢本		小松	100	100	100	100	100	
県道矢本河南線	矢本		矢本	-	-				
県道河南鳴瀬線()25	大塩		大塩	100	100	100	100	100	
県道矢本停車場線()27	矢本		矢本	100	100	100	100	100	
県道鳴瀬南郷線()26	小野		小野	100	100	100	100	100	
県道奥松島松島公園線()28	野蒜		野蒜	100	-	-	-	-	
県道奥松島松島公園線()28	大塚		野蒜	99.4	-	-	-	-	
県道奥松島松島公園線	新東名		野蒜	-	-				
県道石巻工業港矢本線	矢本		矢本	-	-	-	-	-	
平均				99.9	100	100	100	100	

()の右の数字は5か年計画の調査予定年度

自動車騒音面の評価結果

環境基準達成率
(%)

